

非常災害対策計画

令和7年7月更新

五所川原システム合同会社

児童デイサービス いとかの杜

目次

1. 目的	…p1
2. 施設の立地条件	…p1
3.災害に関する情報の入手方法	…p1
4.災害時の連絡先及び通信手段の確認	…p1
5.避難を開始する時期、判断基準	…p2
6.避難場所	…p2
7.避難経路	…p3
8.災害時の組織体制	…p3
9.関係機関との連携体制	…p4
10.避難・救出その他必要な訓練及び防災教育、研修	…p4

(付則)

1. 目的

この計画は「児童デイサービスいとかの杜」における防災対策について必要な事項を定め、利用者及び職員の安全を確保し、防災のための体制整備や被害防止と軽減を図ることを目的とする。

2. 施設の立地条件

(1) 施設立地場所の地形等

地盤・地形…市の地震ハザードマップにおいて危険度3に該当

河川との距離…岩木川より約 600 m

(2) 災害危険区域等の該当の有無

災害危険区域等	該当の有無	区域などの名称
浸水想定区域	有	基本想定 0.5 m、最大想定 3.0 m 未満
土砂災害警戒区域	無	
土砂災害特別警戒区域	無	
急傾斜地崩壊危険箇所	無	
地すべり危険箇所	無	

(3) 予想される災害の危険性

地震：地震（予測震度：震度7）建物倒壊、破損及びライフラインの途絶

水害：岩木川氾濫による浸水（基本想定 0.5 m、最大想定 3.0 m 未満）

3. 災害に関する情報の入手方法

(1) 市町村から発令される避難情報の入手方法

緊急速報エリアメール、緊急速報メール、防災行政無線など

(2) 災害に関する情報の入手方法

防災行政無料テレホンサービス、テレビ放送、ラジオ放送、インターネット国土交通省防災情報提供センターなど

4. 災害時の連絡先及び通信手段の確認

- (1) 自治体等の連絡先 ※コロナ BCP 様式 2_施設・事業所外連絡リストと同様
- (2) 職員の連絡先：施設保管用参照／※コロナ BCP 様式 5_職員緊急連絡網と同様
- (3) 利用者情報（家族の連絡先）：施設保管用参照

5. 避難を開始する時期、判断基準

火災…火災報知器が鳴動し、初期消火が困難な場合及び近隣の火災が延焼の恐れがある場合

地震…五所川原市周辺において、震度 5 弱以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱を総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合

水害…大雨特別警報(土砂災害)、洪水特別警報、及び市の避難準備・高齢者等避難開始が発令されたとき

6. 避難場所と避難方法

1. 施設内 ※BCP 自然災害 11p と同様

	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	玄関前スペース	なし
避難方法	・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・避難場所を大声で周知しながら、集合する。 ・天井からの落下物に留意する。 ・避難時は極力、靴を履く。	なし

2. 施設外 ※BCP 自然災害 11p と同様

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	立佞武多の館(指定避難場所)	南小学校(指定避難場所)
避難方法	・避難時は靴を履く。 ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・車や落下物に注意する。 ・避難にあたっては、事業所内に残された人がいないか、大声で確認しながら避難する。 ・避難時持ち出し袋を携帯する。 ・車両での避難は、肢体不自由児を優先する。	同左

災害対策基本法に基づく事業所から最寄りの広域避難場所・第一次避難場所・指定避難所
 地震・大規模な火事：立佞武多の館・働く婦人の家 ※指定避難場所
 洪水時：立佞武多の館・南小学校 ※指定避難場所

7. 避難経路

- (1) 避難場所への避難経路：別紙 1 参照
- (2) 施設内の避難経路：玄関前のため省略

8. 災害時の組織体制

- (1) 災害時の参集方法

職員配備参集基準

配備体制	配備基準	対象職員
注意配備体制	① 地域に大雨、暴風、暴風雪、洪水警報が1 以上発表されたとき ② 五所川原市内で震度3の地震が発生したとき ③ 五所川原市で津波注意報が発令されたとき	総括責任者は自宅で待機し、常に出勤できるようにする
警戒配備	① 地域に大雨、暴風、暴風雪、洪水警報が1 以上	総括責任者は自宅で待機し、

体制	発表されたとき ② 五所川原市に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき ③ 五所川原市に津波警報が発表されたとき	常に出勤できるようにする
災害対策本部体制	① 地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ② 地域に災害が発生しその規模及び範囲等から対策を要するとき ③ 五所川原市内で震度5弱の地震が発生したとき ④ 五所川原市に津波災害が発生し、又は津波災害の発生の恐れがあるとき ⑤ その他、総括責任者が必要と認めるとき	総括責任者は施設に出勤すること その他の職員は家族の安全が確保され次第出勤すること

(2) 推進体制

※BCP 自然災害の推進体制と同様

(3) 役割分担表

※BCP 自然災害の推進体制と同様

(4) 避難に必要な職員数：3～4名

9. 関係機関との連携体制

- ・地域の防災訓練への参加
- ・町内会との災害時協力関係強化

10. 災害予防対策

(1) 災害防犯対策委員会の設置

災害防犯対策委員会(※BCP 自然災害3. 緊急時の対応(2)対応体制の災害対策委員会と同様)とし委員長(本部長：管理者)、責任者(児童発達支援管理責任者)、受付担当者(主任)で構成し、以下に示す通りの災害対策に必要とされる事項を協議決定し、防災マニュアルを策定していくこととする。防犯対策にかかる事項は防犯対策マニュアルにて記載する。

- ① 災害対策の方針に関すること
- ② 災害対策に関する組織体制の整備に関すること
- ③ 災害時に備えた地域及び行政との連絡調整に関すること

- ④ 非常災害対策計画の作成、見直し、
- ⑤ 災害に備えた教育・訓練に関すること

なお、災害防犯対策委員会は自衛消防隊、自衛水防組織と一体的に運営、活動を行うものとする。

(2) 具体的な災害予防内容

- ・防災訓練、避難訓練、防災教育、研修の実施を徹底する。
- ・照明器具、機器類の振動防止落下防止策を実施する。
- ・観音開き扉は、地震等により開かないように措置する。
- ・電話線等のコード類は通路に露出させない。
- ・事務室は整理整頓に努め不要な物品を置かない。
- ・火気使用設備等の本体や燃料容器の転倒防止策を講じる。
- ・火気使用設備等の周辺は不燃材料にするとともに可燃物を置かない。
- ・建物の耐震チェックや消防用設備などの点検を実施する。
- ・持ち出し品の準備

持ち出し品名	保管場所・備考
利用者等一覧、個別ファイル	事務室
緊急連絡先一覧・NAS(最重要)	
ラジオ、懐中電灯、予備電池	
ウェットティッシュ、ナプキン、ゴミ袋	
万能はさみ	
救急箱、常備薬	
非常食、非常用避難セット	

(2) 必要な物資の備蓄

- ・備蓄品リスト

※コロナ BCP 様式 6_備蓄品リストと同様

1 1.避難・救出その他必要な訓練及び防災教育、研修

(1) 避難訓練計画

※安全計画 3.訓練・研修(1)避難訓練等と同様

(2) その他訓練

※安全計画 3.訓練・研修(2)その他訓練と同様

(2) 防災教育の実施

自然災害に関する知識及び非常災害計画に関する研修会を開催

① 新規採用職員向け研修 随時

② 全職員向け研修（合同研修や外部講師によるものも含む） 年2回

1 2. マニュアルの閲覧について

本マニュアルは当施設のホームページに常時掲載し、利用者等が常時閲覧可能な状態とする。

（附 則）

このマニュアルは令和6年4月1日より施行する

このマニュアルは令和7年7月1日より改定・施行する

【別紙 1】 ※立佞武多の館は事業所の目の前なため省略

避難場所への避難経路1 南小学校 車移動 4 分（洪水含む災害時）



避難場所への避難経路2 働く婦人の家 徒歩9分（洪水含まない災害時）



耐震性貯水槽

品牌 区域

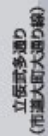
- ガソリン携行缶…3
- その他…工具類等



（附錄一：臺灣省）

保管庫
耐水性貯水槽から取水する資材、防災トイレの
ための洋式便座を保管しています。

耐水性貯水槽から取水する資材、防災トイレのための洋式便座を保管しています。



→ 至乾綱



貯水槽のマンホール開け、水を汲み上げ給水口に接続

耐震性貯水槽とは、耐震性を持つ構造・素材でつくられた水道管の途中に設置された災害時の飲み水を貯めるための貯水槽のことであり、消防上の消火活動にも利用できます。

【注】災害発生時、耐震性貯水槽は、市水道課職員が操作しますので、ほかの方は触れないでください。

100



ベンチの中心から立ち、食事の準備

100



ベンチに収納されるテーブルや大八車を取り出す



鉄蓋の上に簡易トイレとテントを組み立てる